ガス系消火設備等評価申請フローチャート

評価機関:(一財)日本消防設備安全センター・危険物保安技術協会

根拠:ガス系消防設備等評価規程(平成 7 年 5 月 10 日)

申請者

消防法施行規則第19 条、第 20 条に適合しない部分に設置する設備

(常時人がいない部分以外の部分、多量の火気を使用・ガスタービン発電機を設置する部分、防護区画の面積 1,000 ㎡以上、体積 3,000 ㎥以上など)

↓

設備メーカー等

所轄消防との打合せ

ヒアリングの日程調整

↓

日本消防設備安全センター(技術部)

危険物保安技術協会(業務部)

ヒアリング (危険物案件を含む場合は合同)

評価申請書の提出

(専門委員会の遅くとも 20 日前まで)

評価手数料振込 (専門委員会の前日まで)

↓

評価専門委員会

審 議

審議結果の確認(**補正**、**再審議**)

↓

翌月の専門委員会

補正内容等の審議(複数月にわたる場合があります。)

↓

評価委員会

審議・承認(**再審議**の場合は、翌月の委員会に**補正**を提示する。)

評価結果書(案)の審議

↓

日本消防設備安全センター 理事長

危険物保安技術協会 理事長

(危険物施設を含む場合は、連名の評価結果書)

↓

評価結果書の交付

申請者

評価手数料(税込み)

評価手数料は、88 万円とする。ただし、17 条対象の防火対象物等で既に同一の消火剤を使用したガス系消火設備等を同一の製造者等が設計した場合、既に 5 回評価を受けているときは、以下の額とする。

- 当該ガス系消火設備等を設置する区画が 1 で、かつ、床面積が 200 ㎡以下の場合 16.5 万円
- 当該ガス系消火設備等を設置する区画の床面積の合計が 500 ㎡以下の場合 33 万円
- 当該ガス系消火設備等を設置する区画の床面積の合計が 500 ㎡を超える場合 55 万円

お問い合わせ先 技術部 TEL 03−5422−1495 まで